

鬼の着ぐるみ（赤鬼くん・青鬼くん）の画像及び動画使用に関するガイドライン

福知山市ではマスコットキャラクターとして鬼の着ぐるみ（赤鬼くん・青鬼くん）がいます。このマスコットキャラクターの画像及び動画を市民の皆さんに広くご使用いただくために、使用にあたってのガイドラインを定めましたので、主旨をご理解の上、積極的にご活用ください。

1 権利の帰属

一切の権利は、福知山市に帰属します。

2 使用目的及び遵守事項

鬼の着ぐるみ（赤鬼くん・青鬼くん）は、大江山の鬼伝説の認知度を高めることや、福知山市のイメージや認知度を高めることを目的に使用することができます。

どなたでも自由にご使用いただくことができますが、法人又は団体等で使用される場合は、使用する前に「鬼の着ぐるみ（赤鬼くん・青鬼くん）画像及び動画利用届」を福知山市役所大江支所へ提出してください。なお、個人が使用される場合は届出は不要ですが以下の遵守事項を守り使用してください。

- (1) 次に該当する場合は使用できませんのでご注意ください。
 - (ア) 福知山市の信用や品位を損なうおそれがあるとき
 - (イ) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (ウ) 市が行う事業又は支援等を行う事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
 - (エ) 政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれがある場合
 - (オ) 青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれがある場合
 - (カ) 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標または意匠に相当するものとして独占的に利用されるおそれがある場合
 - (キ) 特定の個人や事業者、団体を福知山市が支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがある場合
 - (ク) その他福知山市が適切でないと判断した場合

3 その他注意事項

- (1) 鬼の着ぐるみ（赤鬼くん・青鬼くん）の画像及び動画使用によって生じる問題等について、福知山市は一切関知いたしません。
- (2) 鬼の着ぐるみ（赤鬼くん・青鬼くん）の画像を使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な処置を行ってください。
- (3) 使用目的及び遵守事項に反した利用を発見した場合は、福知山市は使用者に対して改善又は使用の中止を求めることがあります。この場合において生じた損害について、福知山市は一切の責任を負いません。

4 問合せ先

福知山市市民生活部大江支所

Tel : 0773-56-1102

Fax : 0773-56-2018

E メール : ooe@city.fukuchiyama.lg.jp